

FPICの面会交流援助を利用したい父母への指針

調停条項等を決めるときには、次のことを明文化してください。

- 1 面会交流の頻度
付添い及び受渡しの援助は、月1回が限度です。
- 2 第三者機関の援助及び付添の有無
事前相談なしにFPICの援助を条項に盛った場合には、援助できるとはかぎりません。
第三者機関の名前は、「〇〇等」の例示的な表現にとどめてください。
- 3 援助担当者の指導・助言の受入れ意思
父母の意見調整が難しいときには、援助者の判断に従っていただきます。
- 4 費用負担割合
面会交流は離婚後の父母の協同養育活動ですから、事情が許せば費用も応分に分担し合うのが望ましいと
考えています。

付添い型の面会交流を円滑に実施するためのルール

- 1 子ども優先の面会日程の調整
同居親から複数候補日を提示してもらい、別居親と援助者側が調整して決めます。
約束した日程は、病気や行事延期などのやむを得ない事情が発生しない限り誠実に実行することを前提に、
原則として振替実施はいたしません。
- 2 同席者
援助者が同席または待機を要請または許可しない限り、同居親は室外待機とします。
- 3 プレゼント
誕生日やクリスマスのプレゼントは援助者を通して事前に相談してください。
面会交流は親子で楽しむ時間です。プレゼントはなるべく控えてください。
- 4 写真撮影
子どもが嫌がらない場合には、数枚の撮影は認めています。録音は禁止します。
- 5 外部との通信
携帯電話で子どもに外部と通信通話させることはできません。
- 6 援助の中止
次のことが発生した場合には、援助を中止し、以後一切の援助はしません。
①人や物に対する暴力
②連去りまたは連去り企図
③子どもの発言を情報源にした行動（同居親の秘匿している自宅や保育園等の近辺に立ち現れること等。
子どもは面会の際に自由に振る舞えなくなります）

親の紛争の渦中にあった子どもとの面会交流は、初めからうまくいくとは限りません。
面会中だけでなく、面会の前、面会後の父母の接し方が先々のよい関係につながります。
辛抱強く、続けていきましょう。

事前相談 相談料：一人 60分 5,000円 90分 7,000円 税込み標準価格(以下同様)

合意文書を作成する前に、電話予約の上、FPICにおいてください。
 父母や子どもが安心して面会交流できるように、援助の内容を説明します。
 父、母、また必要な場合には子どもにもお会いします。代理人の同席は差し支えありません。

援助の種類・内容

付添い型

費用 1ケース 1回 15,000～30,000円

具体的な金額は、場所、時間、子どもの年齢・人数などにより設定します。援助者の入園・入館料等の実費、外部実施の際の事務所からの交通費は上記費用に加算。複数援助者が必要な場合は5割増とします。

別居親に子どもを会わせることに同居親が強い不安を抱いている場合、面会交流の場に援助者が付き添い、子どもの情操の保護などに配慮します。

面会者は別居親に限ります。父母のいずれの自宅も面会場所とはしません。

援助は月1回まで、1回の援助は3～4時間以内。初回は1時間程度FPIC相談室内の児童室にて行います。

受渡し型

費用 1ケース 1回 5,000～15,000円

3～4時間まで10,000円、7時間まで15,000円。7時間を超える場合は割増費用となり、FPIC以外での受渡しには事務所からの交通費を加算。

面会交流の際、別居親に子どもを託すことには問題はないが、父母が顔を合わせられない場合に子どもの受渡しを援助します。面会交流場面には同行しませんが、日時、場所、面会方法の打合せや調整を行い、面会交流中の緊急連絡に対応します。援助できるのは原則として月1回です。

連絡調整型

費用 1ケース 1回 2,000～5,000円

父母が連絡を取り合うことが困難な場合、代わって双方に連絡を取り、日時、場所などの調整をします。

短期援助

費用 1ケース 1回 15,000～30,000円

裁判所内での試行面会ができない場合等の例外的援助です。

援助期間を問わず1回1時間程度で2回を限度とし、FPIC相談室内の児童室及びその周辺地域において援助者が付き添って実施します。

面会者は、別居親に限ります。

「面会交流」援助の申込み 申込金：1ケース 1年 10,000円(年3回以上実施ケース)

年間2回以下および短期援助の場合は半額、短期援助後に継続申込みに移行した場合は残りの半額を追加払い。
 連絡調整のみの場合は半額。返金はいたしません。

更新について 更新料：申込金と同じ

継続援助の期間は1年とします。未就学児を除き、付添い型の更新は原則1回限りです。

設立の趣旨

FPIC(家庭問題情報センター)とは？

家庭問題情報センター(Family Problems Information Center:FPIC)は、家庭紛争の調整や非行少年の指導に長年携わってきた元家庭裁判所調査官たちが、その豊富な経験と人間関係の専門知識、技法を広く活用し、健全な家庭生活の実現に貢献することを目的として設立された公益法人です。

各地に相談室を設置して、夫婦仲の調整や離婚などの夫婦の問題、離婚後の子をめぐる問題、いじめなど子育ての悩み、ひきこもりなど成人した子の悩み、老親をめぐる兄弟間の悩み、職場の人間関係や男女関係のトラブルあるいは生き方や性格の悩みなど、人間関係、子育てやこころの問題についての相談に応じています。

「子供がいる夫婦の離婚セミナー」、「ドメスティック・バイオレンスに関するセミナー」、「成年後見セミナー」など、夫婦・親子関係についての各種セミナーを開催したり、また企業の研修や公共団体、公民館、PTA、NPOなどの要請に応じ、幅広いテーマの公演会に講師を派遣しています。

成年後見制度に関しては、親族の成年後見人になられた方の相談に応じることや法人として任意成年後見人や成年後見人等を引き受けています。また、成年後見人等の候補者を会員の中から推薦もします。

家庭問題情報誌「ふぁみりお」を定期的に発行し無料で配布しており、無料で地方公共団体、図書館などに配布しており、また「若者たちの社会的ひきこもり」、「夫婦の危機と養育機能の修復」などの単行本を出版し、その他多くの出版物に情報・意見を掲載するなど、現代家族をめぐる諸問題の解決のために、専門的な立場からの広報活動を続けています。

公益社団法人家庭問題情報センターは、平成19年10月以降、毎年厚生労働省「養育費相談支援センター」事業の委託を受けています。養育費相談支援センターは全国の養育費専門相談員、母子自立支援員、自治体職員等のための相談支援事業、研修事業、情報提供事業を行っています。また、ご本人などからの直接電話やメールによる相談も行っています。

[養育費相談支援センター ホームページ](#)

その他の活動としては、裁判所からの依頼を受け、刑事事件での情状鑑定や民事事件での子の監護に関する鑑定をする鑑定人候補者を推薦したり、家庭問題に関する調査研究を行っています。

東京の相談室では、女性のための電話相談(水・金 10:00～16:00)も行っています。
相談や講師の派遣、情報誌「ふぁみりお」の送付をご希望の方は、[お近くの相談室](#)にご連絡ください。

なお、企業が従業員の福利厚生のために当センターの相談室と契約するシステムもありますので、ご利用ください。